

名高裁総第449号

令和6年5月23日

弁護士 山 中 理 司 様

名古屋高等裁判所長官

司法行政文書不開示通知書

4月22日付け（同月25日受付）で申出のありました司法行政文書の開示について、下記のとおり開示しないこととしましたので通知します。

記

1 開示しないこととした司法行政文書の名称等

- (1) 名古屋高裁特別部の未済事件一覧表（最新版）
- (2) 名古屋高裁特別部の既済事件一覧表（令和元年5月1日以降のもの）
- (3) 令和6年4月1日現在、吉村典晃裁判官が刑事第1部及び刑事第2部を兼任している理由が書いてある文書
- (4) 令和6年4月の名古屋高裁刑事部の法廷開廷表（吉村典晃裁判官が陪席裁判官として出席しているものに限る。）

2 開示しないこととした理由

1の各文書は、いずれも作成又は取得していない。

(注) この判断に苦情がある場合は、この通知を発した日（通知書の右上に記載された日付）の翌日から起算して3か月の間、最高裁判所に対して苦情の申出をすることができます。

(担当) 総務課 電話052(203)0198